

第85回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和4年8月5日（金）
午後2時

場所：第一庁舎7階
第一・第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課

第 85 回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和4年8月5日（金）午後2時

場 所 第一庁舎7階 第一・第二委員会室

1 開 会

2 長野市あいさつ

3 報告事項

- (1) 長野都市計画用途地域の変更について（市決定）
- (2) 長野都市計画特別用途地区の変更について（市決定）
- (3) 長野都市計画公園の変更について（市決定）

4 議 事

(1) 審議事項

議案1 長野市立地適正化計画（案）について

【資料1】

(2) 調査事項

ア 長野都市計画公園の変更について

【資料2】

イ 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について

【資料3】

ウ 都市計画道路の見直しについて

【資料4-1、4-2】

(3) その他

5 その他

6 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1 番 高瀬 達夫 (信州大学工学部 准教授)
2 番 梅干野 成央 (信州大学工学部 准教授) = 欠席
3 番 柳沢 吉保 (長野工業高等専門学校 教授)
4 番 跡部 美幸 (長野県司法書士会長野支部司法書士理事)
5 番 伊東 亮一 (公益社団法人長野県建築士会ながの支部幹事)
6 番 三井 経光 (長野市議会 議員)
7 番 金沢 敦志 (長野市議会 議員)
8 番 グレート無茶 (長野市議会 議員)
9 番 竹内 茂 (長野市議会 議員)
10 番 鈴木 洋一 (長野市議会 議員)
11 番 堀内 伸悟 (長野市議会 議員)
12 番 伊藤 隆三 (長野商工会議所 副会頭)
13 番 小池 宏明 (長野農業協同組合 常務理事)
14 番 酒井 國夫 (長野市民生委員児童委員協議会 副会長)
15 番 挟間 孝 (NPO 法人ヒューマンネットながの 理事長) = 欠席
16 番 伊藤 宗正 (長野市商工会 副会長)
17 番 小澤 知幸 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)
代理 関口 広喜 副所長
18 番 吉川 達也 (長野県長野建設事務所 所長)
19 番 福澤 政徳 (長野中央警察署 署長)
代理 辻 裕一郎 交通第二課長
20 番 青木 保 (長野市農業委員会 会長)

◎説明のための出席者

都市整備部長	北 澤	善 幸
都市計画課長	桑 原	武 彦
都市計画課長補佐	飯 島	章 弘
都市計画課係長	藤 澤	大 輔
都市計画課係長	西 山	建 吾
都市計画課主査	柳 沢	一 欽
都市計画課技師	高 山	大 輝
公園緑地課主幹	轟	誠
公園緑地課係長	塚 田	武 志
建築指導課課長	前 田	伸 一
建築指導課課長補佐	三 浦	敦
建築指導課係長	宮 下	慶太郎
廃棄物対策課課長補佐	唐木田	雅 彦
廃棄物対策課課長補佐	中 嶋	隆 夫

◎事務局出席者

都市計画課主幹	児 玉	基 昭
都市計画課主事	松 木	佑太郎
都市計画課主事	高 木	茉 央

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから第 85 回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務める都市計画課の児玉と申します。初めに、本日の審議会は公開となりますのでご了承ください。会議に先立ち、定足数の確認を申し上げます。長野市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、定足数は委員 20 名の過半数です。本日ご出席の委員は現在 18 名ですので、会議は成立となります。なお、梅干野委員から欠席のご連絡をいただいております。

本日の進行につきましては、お配りしております「次第」に従って進めてまいりますが、その前に資料の確認をお願いします。

本日の資料は、資料 1、資料 2、資料 3、資料 4－1、4－2 です。ご確認いただき、不足のある方はお申し出ください。それではお手元の次第に従って進めます。

初めに、都市整備部 部長の北澤からご挨拶を申し上げます。

◎長野市あいさつ

○事務局 こんにちは。都市整備部長の北澤です。委員の皆様方には、お暑い中、またお忙しいところ、本日の審議会にご出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。また、日頃から当審議会をはじめ、長野市政についてご理解、ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、立地適正化計画案についてなど 1 件の審議事項と 3 件の調査事項をご審議いただきます。委員の皆様方から多くのご意見、ご助言を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

まだまだ、厳しい暑さが続いておりますが、委員の皆様におかれましては、ご自愛いただき、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

○司会 続きまして、次第 6 報告事項について事務局から報告します。

○事務局 令和 4 年 5 月 20 日の第 84 回長野市都市計画審議会において審議された議案は、次のとおり処理されましたので報告します。(1) 市決定 長野都市計画用途地域の変更について 令和 4 年 5 月 27 日 長野市告示 第 398 号、(2) 市決定 長野都市計画特別用途地区の変更について 令和 4 年 5 月 27 日 長野市告示 第 399 号、(3) 市決定 長野都市計画公園の変更について 令和 4 年 5 月 27 日 長野市告示 第 400 号、以上です。

○司会　　これから議事に移りますが、その前にマイクの操作について説明いたします。発言される際はお近くの卓上機器の楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが点灯したことをご確認いただきながらご発言をお願いします。ご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが消灯したことをご確認願います。

それでは、議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定によりまして、柳沢会長に議長をお願いします。

◎議事

○議長　　皆様方にはお忙しい中、またお暑い中ご出席いただき、ありがとうございます。次第のとおり、本日の審議案件は審議事項が1件、調査事項が3件です。皆様方からご意見をいただきながら、実りある会議にしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。また、議事の進行が円滑に運びますよう、ご協力をお願いします。なお、本日の議事録の署名は、伊東亮一委員さんと、伊藤隆三委員さんをお願いしたいと思います。

では、議事に入ります。議案1号　長野市立地適正化計画（案）ですが、一昨年3月に本審議会に専門部会を設け、議論を重ねていただきました。そこで、部会案がまとまったということです。本日は、専門部会の築山部会長にお越しいただきましたので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○部会長　　只今ご紹介いただきました、立地適正化計画改定検討部会の部会長をしている築山です。本部会は第78回長野市都市計画審議会設置の報告があり、その後2021年3月26日に第1回の検討部会を開催し、今年7月15日の第9回部会をもって、部会案を策定することができました。その間、第78回都市計画審議会から第84回まで、本日を入れると8回の経過報告をしながら進めて参りました。今回、立地適正化計画の見直しの1つのテーマとしては、昨今起きている非常に大きな、激甚な水害等の対応にあたるためコンパクトなまちづくりと、このような被害やリスクの軽減をどういう形で両立するのかという防災指針を位置付けながら見直しをして参りました。部会案がまとまりましたので本日報告させていただくとともに、長野市のより良いサステナブルな都市の継続となりますよう、ご意見を頂戴できればと思います。私からは以上です。

○議長　　ありがとうございました。では、事務局から説明をお願いします。

○事務局　　都市計画課の柳沢と申します。私から、議案1号　長野市立地適正化計画（案）についてご説明いたします。資料1のご用意をお願いします。計画（案）については関連計画との調整または庁議や市議会への説明を経て、部会で最終確認したものが、本日説明させていただくもので、改めて当審議会へ答申をさせていただき、ご意見を頂戴したいと

思いますので、よろしく申し上げます。

1枚めくっていただくと、目次となっております。今回の見直しは5年ごとの定期見直しであり、第4章の各誘導区域や誘導都市機能、第7章の数値目標について行いました。また、ページは戻りますが、都市再生特別措置法の改正によって第5章の防災指針が新たに追加となりました。これらの内容については今までに報告させていただきましたので、本日は前回ご説明した素案からさらに修正した部分について説明いたします。

44ページをお願いします。前回、誘導都市機能について説明いたしましたが、関連計画との調整や庁議、市議会への説明などでいただいたご意見を考慮し、誘導都市機能の設定内容について修正しました。立地適正化計画で定める誘導都市機能では、拠点ごとの役割に応じ、拠点としての都市機能を高める目的のために設定するものです。設定としては、ご覧いただいているフローに基づき行っておりますが、上から3つ目の誘導都市機能の設定内容について修正をしました。

48ページをお願いします。誘導都市機能の設定において、1)本市全体のまちづくりの視点から求められる機能として修正した部分は中段のとおりで、読み上げさせていただきますが「また地域医療や救急医療など医療体制の確保において、公的医療機関が担う役割が大きく、将来に渡って市民が安心して暮らせる医療体制の維持強化が求められている」ということから、1)の1番下のとおり、各拠点に立地している公的医療機関を誘導維持する機能として追加しております。また、2)整備の緊急性や実現性などから求められる機能としては、文章中段の文化機能として、市民交流施設というものを追加しました。市民交流施設は、関連計画である「長野中央西地区市街地総合再生基本計画」が策定され、この計画内における重点プロジェクトを反映させたものです。次に、3)は新たに設けた項目で、1)と2)で示した都市機能が、都市計画マスタープランで示す拠点の将来像に沿っているかを確認するための項目となっております。

これらの設定内容の結果を表にしたものが50ページです。長野、篠ノ井、松代地区には公的医療機関が追加となりました。前回までは、長野地区に災害時に拠点となる医療機関ということで「基幹災害拠点病院」と記載しておりましたが、災害などの有事の際に拠点となる機能はもちろん大事ですが、立地適正化計画本来の目指すところ、趣旨を鑑みると、現在立地している公的医療機関は平時での地域医療や救急医療も担っており、これからも現在の立地を維持していくことが、安心して暮らせることに繋がるということで修正をしました。また、長野地区の文化機能に市民交流施設が追加となりました。大きく修正した箇所は以上となりますが、本計画はこれからも集約型都市構造へ向け、社会情勢の変化に適宜対応しながら定期的に見直しを行って参ります。説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。築山部会長、補足がありましたらお願いします。

○部会長 今まで何回か報告をさせていただきながらですので、新しい部分は特にありませんが、この立地適正化計画が適正に運用されて長野市の人口減少社会に対応するシユ

リンクング・ポリシーの1つとしてうまく機能できればと考えております。全体で95ページの計画ができましたので、これをマスタープランのアクションプランとして進めていただければと思います。以上です。

○議長 築山部会長、ありがとうございました。部会長からのコメントと事務局からの説明がありましたが、議案1号についてご意見ご質問等がございましたら挙手して発言をお願いします。いかがでしょうか。本審議会において、たびたび経過報告いただき、直近2回では居住誘導区域の災害に関する防災対策ということで、防災指針についての確認、誘導施策、数値目標の評価方法、それから今回は各誘導区域における誘導都市機能についてご意見、議論いただき、今回に至っております。ご質問等ございましたら、お願いします。

○委員 はい。数値目標の評価を見ると、令和3年の数値目標はどの項目も悪くない数字ですね。長野市としてはそれをどのように評価されていますか。

○事務局 具体的にはどういった数値のことでしょうか。

○委員 全体的にということです。ページでいうと、87ページの居住区域における数値目標や防災減災対策に対する数値目標、それから都市機能誘導に関する数値目標など、少なくとも令和3年時点では数値として悪くないですね。これを長野市がどのように評価しているのか、お聞かせください。

○事務局 はい。まず、87ページの居住誘導区域に関する数値目標ですが、居住誘導区域自体は市街化区域に設定するものなので、現在でもある程度、市街化区域に人口密度を維持できております。ただ、少子高齢化の影響もあり、人口密度自体の数値は下がっている状況ですので、何とかこの数値を維持していければというところです。それから防災減災に対する数値目標も、主に防災マップの作成率や防災訓練の実施率といった部分を掲載しておりますが、他の課で行っている防災教育といったものが地域の方にもある程度浸透し、意識が高まっている状況が反映されているのではと考えております。次に、都市機能の誘導に関する数値目標ですが、都市機能誘導区域自体が都市計画マスタープランで示している拠点都市機能誘導区域として設定しているため、都市機能がある程度集積されているところを指定している部分もあります。そのため、こういった数値を維持していると考えております。

○委員 そうしますと、次の5年に向けての数値はかなり高いものを考えていますよね。それについても何か考えがありましたらちょっと一言お願いします。

○事務局 はい。特に高い数値となっているのは防災減災に対する数値目標かと思えます。これについては88ページの2番にも記載しておりますが、第5次長野市総合計画で示しております「災害に強いまちづくりの推進」の数値目標を、立地適正化計画でも整合させていただいております。地域防災マップの作成率は85%以上、防災訓練は100%ということで、これを目指して今後5年間を進んでいくと捉えております。

○議長 今の説明ですと、防災減災に関しては地道に積み上げていけば数値が上がるものということになってきます。それに対して今は人口減少ということなので、人口密度

はできるだけ下げ幅が大きくならないようにと目指している数値、それから居住誘導区域内の人口割合については、令和3年の実績をそのまま維持できるようにしていきたいとのこと
です。積み上げていけば数値が上がるものについては頑張っ
てやっていますが、それ以外のもの、いろいろな要因があっ
て難しいものについては現状維持か微増、場合によっては人
口については減少ということなので、ある程度の減少分は仕
方ないとしてもそれ以下にはならないようにしていきたい
ということだと思います。その他いかがでしょうか。

○委員 はい。今の関連で、この目標の数値については先ほどもご説明があつたと
おり、第5次総合計画のところから持ってきた数値ですよ
ね。都市計画課や都市整備部の管轄外の数値ということか
と思います。要は関与、コミットしている以外のものの数
値が圧倒的に多いと思います。立地適正化計画の中でこの
目標数値を掲げているということは、その他部門や他部署
の数値についても基本的には追っていくと。この数値を目
指しながら、部署と関わっていくという理解でよろしい
でしょうか。

○事務局 ご指摘のとおりです。長野市の1番の上位計画である総合計画に目標、そ
してももちろん都市計画マスタープランのアクションプラン
もその中に含まれている計画です。その計画に則って市全
体として動いていきますので、都市計画の観点と齟齬があ
るのではなく、同じ方向を目指し、そういう数字も目標と
していきます。特に、人口については市全体として取り組
む対策だと考えております。その中で、都市計画の分野と
してアプローチしていくのが居住誘導区域の設定なので、
同じベクトルを向いた上で施策を進めていきます。

○委員 50ページ、都市機能誘導区域へ誘導する施設ですが、北長野地区に大学や
専門学校はないと思うんです。私も専門学校をやっ
ていて4、50年になりますが、若槻にある
んですよね。北長野地区じゃなくて若槻だ
ったらどうなるんですかね。それ以外の
長野市全体になっちゃうんですか。吉田
地区にもないですよ。

○事務局 今のご質問は、誘導区域の北長野地区エリアは別のページにありますが、
その中に専門学校がないのではというご指摘でよろしい
でしょうか。

○委員 はい。

○事務局 先ほど担当が説明いたしましたとおり、公的医療機関のように既存の施設
もありますが、都市機能誘導区域の中に新たに誘導して
いくものには、まちづくりとして必要ではないかとい
うものも盛り込んでおります。そのため、既に施設があ
り、それを維持していくものだけではありません。委員
ご指摘の北長野地区についても、大学や専門学校とい
った施設を誘導していく必要があると考えているとい
うことです。

○委員 誘導するといっても1件もないし、そんな感じだから若槻地区は北長野地
区に入らないのかなと思ってずっとやっ
ています。誘導はこれからだと言われても、どうす
るのかと思いますが。

○事務局 基本的に、都市機能誘導区域に定めたのは長野駅、篠ノ井駅、それから北
長野駅といった拠点となる駅、松代も鉄道はなくなりましたが、バスの拠点ということで、

それぞれの地域から歩いて行ける範囲、一定の区域の中にある程度、都市機能を集約していくという基本的な考え方のもと、今回は位置付けをしております。資料 43 ページに北長野地区の都市機能誘導区域の図があります。ご指摘のとおり、そこに若槻地区は入っておりませんが、北長野駅を中心とした一定の区域を誘導区域として定めております。

○委員 これから誘導するってことですね。分かりました。

○議長 その他いかがでしょうか。

○委員 なんでもいいですか。2つお聞かせください。1つは72ページの③、これについて何か手法があったのかお聞かせください。それからもう1つは今、委員さんから話があった50ページの長野地区、篠ノ井地区、松代地区、北長野地区、そこに大学・サテライトキャンパスも含むとなっていますが、全地区に入っていますよね。この地区に入れてこの地区に入れなくなると、いろいろ感じるからということを入れてあるんですかね。全体を読んでそういった印象を受けました。

○議長 どのような意図で、というご質問でしょうか。事務局お願いします。

○事務局 はい。50ページの都市機能誘導する施設について説明いたします。46ページになりますが、基本的には都市計画マスタープランで定めている拠点とは、交通結節点として交通の利便性が高いところを定めております。そういったところの周辺に、例えば日常生活に不可欠な施設または市民全体を対象とした、公共交通利用によってアクセスする広域的な施設が必要といった分類をしております。都市機能誘導区域は拠点ということですので、市民全体を対象としたり、公共交通を使ってそこへ行くという流れを作りたいということから設定しています。長野市の拠点にある都市機能の中で、特に教育機能である大学などが少ないので、積極的にこういったところへ呼び込み、まちの力をより高めようと、またそうすることで公共交通の利用も高まるのではないかという期待を持ちながら、このような施設を設定しております。50ページの1番上にも記載がありますが、都市機能誘導区域に誘導する施設として、すでに立地している施設については立地を維持したいということを謳っております。この地区にこれがない、という部分が気になるかと思いますが、必要というよりは、これがあつた方がその拠点の魅力が高まるといった位置付けで設定しております。

○委員 いや、全体を読んで感じたことは端的に言えば、どの地区にも大学を設ける必要があるのかということです。今説明のあつたことについて、言わんとすることはよく分かりますが、例えば、ある地区は大学よりももっと違うものの方が適切じゃないか、ということです。これは作成したのが平成29年ですから、今更言ってもあれですけど。全体を読んで、そういう印象を受けました。それと72ページの③、何か手法はありましたか。

○事務局 お答えいたします。用途地域内で、普段建てられないような日用品の販売店などに関して、敷地個別の案件については個別の許可で対応するようなことも手法としてはあります。また、地区全体に必要な施設、地区全体でこういった用途規制を変えていきたいということであれば、そういったものを建てられるような区域として地域全体を変える手

法もあります。ただ、1件1件内容が異なりますので、個別具体的な案件はそれぞれ相談しながら進めさせていただきます。

○委員 でも、できる？

○事務局 内容によってはできる手法もあります。

○議長 よろしいでしょうか。50ページはいろいろと議論があるところです。すでにできていて維持していくというものもあれば、新たに入れるもの、今後入れることを検討していく方向性で進めていくものもあります。委員の皆様からは、必ずしも同じものを並べるというより、その地域の特性に合った施設を入れることを考えていくのも重要じゃないかというご意見が出ました。ここで修正ということではなく、今後また検討していただければということだと思いますので、よろしくお願いします。その他にいかがでしょうか。

○委員 51ページからの第5章は、ものすごくきちっとしていて、対策があって実施体制スケジュール、と明記されていますが、これだけすごく浮いています。6章では先ほどから話題に出ている50ページで誘導する施設、その前の設定などいろいろありますが、69ページ以降で誘導施策とあります。5章では実施スケジュールとか具体的なことが明記されているのに、6章だけはぼやとした印象を受けました。それも、今やっていることなのか、それともこれからやることなのか、今やっていることを続けるだけなのか。新たに誘導を進めていくために改定しているのに、今回新たに取り組もうとしていることがどんなことなのか、それをどうやっていくのかが全然明記されていない。実施すると書いてありますが、すでにやっていることも実施すると書いてありますし、やってないことがどれかは分かりませんが、その後の目標がぼやとしたものになっています。1つの例だと、82ページの自転車利用で、自転車専用レーンの設置などの取り組みを進めるといっても、具体的にどう進めていくのか、数値的に目標があるのか、どんなスケジュールかが分かりません。アクションプランとして、どこか別のところで検討しているかもしれませんが、5章のようなきちっとしたスケジューリングの取り組み、それに比べて6章はものすごくぼやっとしていますが、この点についてはどうしてこんな感じになっているのか教えてください。

○事務局 ご指摘をいただきありがとうございます。平成29年に都市再生特別措置法の中に立地適正化計画が策定された、比較新しい制度です。そういう中で、ご指摘いただいた第6章を含めた誘導施設について、具体的な表記がないのではということですが、先ほど担当から説明がありましたように5年ごとにどんどん見直し、その都度具体的なものになっていけば、表示をしていくということです。現段階では項目としてお出ししており、具体的な表示がないものもあるかと思います。一方、防災指針についてはかなり細かいところがあります。長野市は、令和元年の台風災害におきましても全市を挙げて防災に関して取り組んでおり、具体的な計画もあります。そちらとの整合を図りながら策定しており、かなり具体的な数字も出ているかと思います。いずれにしても、立地適正化計画には今後具体的に取り組んでいく、近々やっていくものも含めて掲載しております。これから見直しを図る度、段々

と深度化していく形になろうかと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○委員 いえ、私が言いたいのは、今回初めてこれを策定するわけではないですよ。平成 29 年に策定し、この時も同じようにどういうことを進めるかが決まり、それに対してどんなことをやって、95 ページの評価方法で P D C A と謳っている以上、チェックをしつかりしなければということです。どういう施策を行って、その結果どんな効果が得られたのか、その部分を全部蔑ろにして満足度の評価だけで上がった、下がったと言っていたら、この施策がいいのか悪いのかさえも全くわからないまま継続することになりますよね。今まで 5 年間、誘導するための政策をやっていて、おそらくしてないことはないと思います。実施すると書いていた以上、やっていなければやっていないということなるのでしょうか。やっていたら、5 年間にどういう効果があったのか。どれだけの、どういうことをやって、どんな効果があったのか。施策を見直さない限り、同じことをやりますと言っている、何の意味もないような気がします、そのあたりの評価をしていたら教えてください。

○事務局 はい。第 6 章の誘導施策は、居住誘導の施策や都市機能を誘導するための施策などありますが、これについては立地適正化計画に関連ある計画、また関連する課で行っている施策を紹介しております。実際に取り組んでいるものに関しては、促進するや実施しているという表現になっており、検討すると表記しているものが、これからこういったものが必要だろうということで検討していくものです。実際に施策自体の評価はどうかという点ですが、居住を誘導するための施策については、評価または結果が居住誘導区域の人口密度や人口割合というところに繋がっていくと考えております。実際に施策を行っているかについては、各課に取りまとめを依頼し、その結果を受けて内容に反映しております。今回の見直しにおいても、この誘導施策の中で更新があるものは更新をしております。この結果が評価として反映されると考えております。

○委員 では、今回の見直し計画を立てるためには、各課でやっている政策についての評価は全くないということですか。こういうことやっていますということだけを集めて、それは効果があるだろうと各課が判断しているから、そのまま持ち上げて載せていますという解釈でよろしいですね。

○事務局 はい。効果がある、ないという点よりも、立地適正化計画で人口密度を維持することを大事に考えておりますので、それに関連して長野市全体の中で住みかえの促進や空き家バンクなど、そういったもので呼びかけ、なるべく移住してくれる人を増やそうという計画になっております。全体として取り組んでいる内容ということです。今回の立地適正化計画の改定において、施策の評価はしていません。

○委員 新しく作るわけじゃないから見直す。しかも、P D C A でやりますと書いているにも関わらず、とりあえずそのままという形をとっているという認識でいいですか。

○事務局 上手く説明できていなくて大変申し訳ありませんが、委員ご指摘のとおり、立地適正化計画へ載せるにあたり、各所管が行っている事業の指標などを使わせていただい

ております。見直しの度に各課の状況を確認させていただき、もちろん数値だけを確認しているのではなく、それについてどういった評価をしているかもヒアリングさせていただいております。その中で、立地適正化計画において、そういった指標が我々の目的と確実に合致した計画なのか、もう少し違う視点での業務になるのではというものがあれば、関係課とも相談しながらやっております。ですので、評価について全く把握してないということではなく、ヒアリングをとおして把握しております。1番の指標は人口密度の維持といったこととなりますので、立地適正化計画の中では十分に盛り込んでいない部分もあろうかと思っております。第5章に比べ、第6章の方が内容的に少し薄いというご意見いただきまして、ボリューム的にはそのとおりであると感じております。先ほど担当から説明いたしました、平成29年度から事業を進めている計画であり、確かに5年経っている部分もあります。

ただ、平成29年とは都市計画法上で1番新しい法律の部分でもあり、特に今回誘導区域になっております4つの地区に関しては、やはり人口も集中しておりますしターミナル、中心にという部分ではありますが、誘導施策を入れていくのも一長一短にはいかない事業であると考えております。この5年間の中で例えば、長野中央西地区市街地再生総合基本計画が整ったということで、これからそれに向けて3つのプロジェクトを進めていく中だと思っております。新田町の交差点部分と、中央通りのウォークブル推進と、末広町のB地区の市街地再開発事業の3つを挙げていますが、こちらも掲げてはいるものの事業計画を立ててみると、1つの事業でやはり10年程かかっていくようなスパンのところがあります。そういった中で、まだ計画ができたというところ、これから進んでいく中で、各事業の評価も出てくると思います。そのあたりも立地適正化の中で、どういう形で組み込んでいくかが課題となっております。誘導施策をやっていくには、街中で大きな期間と大きな事業費が掛かる部分ですので、少しお時間をいただくこととなり、内容的にもすぐには具体的に多く盛り込めないといった状況で、少し薄くなっていることをご理解いただければありがたいと考えております。

○議長 15ページに策定後5年間の中間評価があり、この評価が前回の立地適正化で導入された施策と結びつけて効果があったのかを明らかにした上で、誘導施策につなげていくと分かりやすいのではと思います。防災指針については、新たに自然災害の激甚化をしっかりと入れなさいとのことで書いたと。立適のフルモデルチェンジは10年ですが、用途の関係やいろいろな部署との関連もあるので、5年でわっと大きな成果が上がることはなかなか難しいのではないかと。立適の報告が何回かあった中で、委員の皆さんからも効果があったのか、なかったのかという議論があったところですが、積み上げていけば効果が出るものと、なかなか効果が上がらないものもあり、やはり長期スパンで考えていく、つまり10年の中で評価していくものもあると思います。その辺りが明確になっていると分かりやすいのではということです。15ページに評価があるので、これと施策をつなげた上で継続するのか、改善するのか踏み込んだ記載があると分かりやすいのではということだと思います。この記載について今後また検討し、より良くしていただきたいと思っております。平成29年の10年後はフル

モデルチェンジになりますので、そこでしっかり改善していただく形でいかがでしょうか。

○事務局 ご指摘の部分も踏まえ、考慮しながら進めて参りたいと思います。ありがとうございます。

○委員 北長野地区の東急ライフとかの再開発を当時やらせていただきましたが、時代が変わり今は大型店がどんどん来ていて。いつも言っていますが、旧商店街はみんな駄目なんですよ、長野市のほとんどで。そこら辺の対策はこれから考えられないですか。旧商店街について何とか大きいものをやる、再開発やるとか、そういうことを幾ら言ってもなかなか地元の説得の問題もあるかもしれないし、市全体をそういう形に持ってかないと。例えば相ノ木通りも駄目、それから若槻の商店街も駄目、みんな大きいところへ行ってしまう。今は車の時代で、人が歩く時代じゃないですよ。だから、駐車場がほとんどない商店は全部駄目という感じなんですよ、長野市全体を見ていて。そこら辺をまた考えておいてください。以上。

○議長 ありがとうございます。コメントということですね。

○委員 ちょっと本論から外れるかもしれませんが、8ページを見ていただきたいと思います。8ページの人口推移と推計見ると令和2年、2020年に37万1,000人で、15年後の令和17年は34万1,000人。ということは、3万人減っていますよね。つまり、年平均2,000人、人口は減るわけです。3万人って1世帯平均数が大体2.5とすると、1万2,000世帯なくなるんですよ。1万2,000世帯、裏を返せばこれだけの家がいらなくなる。これ実はすごいことですよ。不動産やっている方だったらすごい数字と理解されると思いますが、これを集約していくとなると、かなりの家が空くに加え、中心部に家を持ってくるときには買う人は若い世代ですよ。人生設計して、新たに家を買おうと。その時に経済的に考えたら中心部は高いね、という発想になる。家を買って中心部行けるかどうかは、ここのデータでは行動様式が分からないなというところです。だから、住む環境を良くするっていうのは分かりますが、若い世代が人生設計の中で中心部に住んで人口が集約されるかは、ちょっと分かりづらいなというところです。そういう視点で計画を立てる必要もあるんじゃないかという一般的な疑問が出たんですが、いかがでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。ご指摘のとおり、人口が急激に減っていく、もうすでにご存知かと思いますが、残念ながら先日37万人を切ってしまったという状況です。かなり厳しい数字が社人研の統計で出ております。長野としては、社人研のような急激な減少ではなく、もうちょっと緩やかに減少させていきたいと様々な施策に取り組んでいるところです。今ご指摘いただきましたが、人口がかなり減っていくと建物自体もかなり減っていくのではということ、我々も非常に深刻に捉えております。確かに若い世代が住むとなれば安いところという形にはなりますが、やはりそういう中においても利便性の高さ、中心部という言い方をしてしまえばそうですが、利便性の高いところにできるだけ居住を誘導していきたいと。また、空き家対策の中でも、人口が減っていく中では中心部においても減ってい

きます。同じようには分かりませんが、減っていくとすれば、できるだけ誘導する政策も含め、なかなか難しい問題ではありますので1事業で何か対応するのは難しいと思いますが、市全体として何とか、要は行政サービスをできるだけ集約する、効率化してくというのが1つの観点であり、まさに立適の目的の1つですので、そういう情報も捉えながら、どういふふうに人口が減っていくかの調査もしながら、対策を考えていきたいと思ひます。

○委員 了解しました。確かに利便性とか集約というのは必要ですが、人口減少が厳しい中で、逆に子育て、子どもを育てられる環境のまちを作っていく視点から集約が必要じゃないかと思っております。その時点での計画というのを前面に出していたし、市も子育て支援にもものすごく力を入れていいますので、そういう視点でのまちづくりを。これはもう希望ですが、考えていただきたいと思ひます。

○議長 よろしいでしょうか。今のところは50ページの子育て支援機能に当たりそうですね。これをしっかり充実させることによって、中心市街地は確かに地価が高くて難しい部分であっても、その周辺であったり、徐々に周辺に集まっていくことを目指しているかと思ひます。大きな集落で、どうしても中心市街地から離れるところについては、公共交通でつなげていきたいと。当然、自動車での移動もありますが、年少人口や高齢者には公共交通を使っていただくことを考えていきたい。思ひだけですからね。本当に難しい話ですので、具体的なところはまだですね。どうやって運行路線サービス決めていったらいいのか、非常に難しい問題ですが、ここは他部署としっかり連携をとっていただき実施してもらえればと思ひます。その他いかがでしょうか。

結構たくさんご意見や思ひを言ひいただきましたので、特にはよろしいでしょうか。計画そのもののあり方から始まり、長野市の思ひについてもご意見をいただきました。確かに、次回に向けて改善するところはありますが、自然災害の激甚化に対してどう対処するかという部分については、特に力を入れて作ひいただきましたし、大きく修正をするということではなく、次回の改善に向けて欲しいというご意見だと思ひます。今回のご意見は、次回に向けての付帯意見ということで進めていただければと思ひます。特に大きな異議はないと判断いたしますが、いかがでしょうか。書き直しをしなければいけないとかは特になかったかと。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、議案1号は異議なしとさせていただきます。ありがとうございます。

これで議案1号は終了となります。長時間ご検討いただき、ありがとうございます。築山部会長はここで退席となります。お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

続いて、調査事項ア 長野都市計画公園の変更について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 都市整備部公園緑地課係長の塚田と申します。よろしくをお願いします。私から、長野都市計画公園の変更について、資料右下のページ番号に沿って説明いたします。

スライド2ページ目は今回、都市計画変更を行う南長野運動公園周辺の都市計画図です。

スライド3ページ目をご覧ください。南長野運動公園は平成3年の都市計画決定後、平成

9年に開設し、野球場、テニスコート、総合競技場などの大規模スポーツ施設が配置されており、多くの競技大会が開催されております。スポーツを通じて、にぎわいのあるまちづくりに寄与している面積29.7ヘクタールの運動公園です。しかし総合球場、長野Uスタジアムにはサブピッチがなく、市内にも同様の競技施設がないため、大規模大会の誘致や開催が困難であること。また、圃場不足による芝生のコンディション管理が困難であるなど、課題を抱えているところです。

スライド4ページ目をご覧ください。令和10年に長野県で開催される国民スポーツ大会、現在の国民体育大会のサッカー競技施設として、長野Uスタジアム以外にも競技場が必要とされております。併せて、子ども達を初めとした市内競技者の競技環境不足等を軽減する必要があることから、新たなフットボール場の整備を行うこととしました。

整備候補地を比較した結果、南長野運動公園の東側を拡張して整備することを決定し、国民スポーツ大会の確実な開催及び安定的運営を目指すとともに、大会終了後も市民に有効利用される施設整備を目指すこととしました。都市計画公園区域の変更にあたり、考慮した事項について説明いたします。

スライド5ページ目をご覧ください。まず、周辺農地への光害対策として、夜間照明の影響を減らすため、農地とグラウンドとの間に緩衝帯を設けること。フットボール場の整備後、周辺農地への出入りを確保し、公園に隣接する市道の機能を回復するため、市で東側へ市道を付け替えること。営農環境を保全するため、できる限り農地の分断を避け、残地を最小とした用地買収をすること。長野市都市公園条例で定める運動施設の敷地面積基準、こちらは公園全体の50%以内と定められております。これを考慮し、南長野運動公園全体の運動施設占有率に影響を与えないこと。選手や観覧者の待機場所、試合に向けたウォームアップの場所を確保すること。駐車場不足に関する課題の軽減と、フットボール場として整備した後、地震地域振興による有効活用を図るスペースを確保すること。以上の理由から、大会の運営に必要な施設を確保し、周辺環境への影響を考慮して追加する区域を決定したものが、次のスライド6ページ目です。

6ページをご覧ください。西側、図の緑色の箇所が現在の都市計画決定区域を示しており、面積は29.7ヘクタールです。公園区域の東側に隣接して、約10.0ヘクタールの用地を公園区域として追加いたします。三面のフットボール場、観覧席やウォームアップ場所、駐車場、緩衝帯などを確保することができ、また災害時の進出拠点、活動拠点としての役割も果たし、広域防災拠点としての強化も期待できます。

今後のスケジュールは最後のページのとおりです。時期については案として示しておりますので、予定が変更となる場合がありますことをご了承ください。以上で、長野市計画公園の変更について説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。調査事項ア についてご意見ご質問等ございましたら、挙手をして発言をお願いします。

○委員 地域の住民の方々や地権者の皆さんの反応はどうか。その様子を教えてくださいたいと思います。

○事務局 はい。5月に地元地区への説明会、そして7月の末に対象の地権者さん、8月に入って関係する耕作者さんなどをお呼びして説明会を開催したところですが、事業については皆さん概ね協力していただけるようです。

○委員 ちょっと粗々のサブグラウンド図面を見せてもらいましたが、駐車場を確保するとありますが、これで足りませんか。こないだ信州ダービーでえらい目にありました。多分3面作ったら駐車場がもっと必要じゃないかと思うんですが。

○事務局 はい。駐車場不足の問題解決というわけには絶対いかないとは思っております。ただ、信州ダービーがひどかったのは十分承知しているところですが、今後そういったことをどう解消させていくか、言うなれば方法論について、いろいろ検討しながらやっていくべきだと思っておりますが、今回の駐車場の整備で全てが解決するのではなく、あくまでも軽減ということで考えていきたいと思っております。

○委員 あんまり駐車場が足りないと、不法駐車が出てくるケースもありますので、やはり予算もあると思いますが地権者と話し合っ、もしもう少しできるのであれば計算していただきたいという希望です。

○事務局 今後、測量設計に入りますので、土地の有効利用を上手に図っていきたくと考えております。

○委員 すいません、調査事項ということなので、ちょっと教えてくださいたいんですが。都市公園条例で定める運動施設の敷地面積基準は、現状29.7ヘクタールに対して何%という基準がよく分かりませんが、現状を教えてくださいたい。あと、39.7ヘクタールとは拡張後面積を出されていると思いますが、どんな感じなんでしょうか。

○事務局 現在の運動施設の占有率が33.4%で、新しくできると37%になる予定です。

○事務局 先ほどの駐車場の件で補足です。駐車場については、おそらくどれ程確保してもすべてを満たすことは難しい中、現在も篠ノ井駅西口からシャトルバスを出しております。そういうものも含め、関係各所と調整しながら総合的に対策をしていく必要があると認識しておりますので、考えていく中で工夫し、進めていきたいと思っております。

○委員 拡張面積が10町歩（10.0ヘクタール）という中で、ほとんどが農地だと思いますが、現在遊休化されているものもあるのか。あるいはすべて活用されている農地なのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○事務局 お答えいたします。現在の利用状況ですが、田 21.7%、畑 21.8%、果樹 24.8%、休耕地 19.9%で、その他として 11.8%といった割合です。

○議長 現在のところ、活用されている農地が多いとのことですね。地権者はおおむね譲ってもいい、つまりこの計画決定区域の変更に、特に大きな反対はないという認識でよろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。調査事項なので今後、計画決定について皆

さんにお諮りすることになるかと思えます。今のうちに分からないことやご意見等あればお願ひします。よろしいでしょうか。何かございましたら事務局にご意見をいただければと思ひます。では、この調査事項ア はこれで終了といたします。

続いて、調査事項イ 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 建築指導課の前田です。同じく、三浦と申します。よろしくお願ひします。私から資料3に沿って、建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について説明します。本件は、次回の都市計画審議会でお諮りする予定ですので、本日は概略について事前説明をいたします。

では、資料2ページをご覧ください。まず、建築基準法第51条ただし書きに基づく許可について説明いたします。建築基準法第51条では、都市計画区域内においては卸売市場や火葬場などを始め、その他政令で定める都市施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築等をしてはならないとされています。ただし、特定行政庁、今回は長野市長ですが、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合や政令で定める範囲規模の範囲内の場合などについてはこの限りでないと定められております。

次のページをご覧ください。政令で定める処理施設とは、建築基準法施行令第130条の2-2により、1号に規定されるごみ処理施設、これは一般廃棄物の処理施設のことです、それから2号に規定される産業廃棄物処理施設が該当します。施設の具体的な内容については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下廃棄物処理法と略しますが、この施行令に記載されているものです。

次のページをご覧ください。廃棄物処理法の施行令から一般廃棄物、産業廃棄物、いずれの処理施設も1日当たりの処理能力が基準以上の場合には、建築基準法第51条の許可が必要です。一般廃棄物の場合は処理品目や処理内容にかかわらず、1日当たりの処理能力が5トン以上の場合、対象となります。産業廃棄物の場合は処理品目や処理方法により異なりますが、今回の許可に関連する品目としては、廃プラスチック類の破碎施設と、木くずやがれき類の破碎施設で、いずれも1日当たりの処理能力が5トンを超えるものが対象です。

5ページをご覧ください。制限の緩和があり、用途地域が工業地域や工業専用地域の場合、廃プラスチックの破碎施設は1日当たりの処理能力が6トン以下のもの、木くずやがれき類の破碎施設は100トン以下のものは、許可が不要となります。なお、本件は一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処理を行う廃棄物処理施設です。また、1日当たりの処理能力は、それぞれ規定の規模を超える計画のため、建築基準法第51条の許可が必要となるものです。許可にあたり、一般廃棄物の処理施設については市の都市計画審議会の議を経て許可をすることとなります。一方、産業廃棄物の処理施設については、県の都市計画審議会の議を経て許可するものですので、本審議会でご意見を伺った上、内容を踏まえて付議することとなります。

6 ページをご覧ください。今回、事前説明する案件の概略を説明いたします。申請者は長野市大字大豆島 3397 番地 6、直富商事株式会社 代表取締役 木下繁夫です。建築場所は長野市大字大豆島字上之島 3577 番 2 他です。敷地及び建築物等の概略概要として、用途地域は市街化区域の工業専用地域、敷地面積は 9,351.79 平方メートル、主要用途は廃棄物処理施設、工事種別は新築です。建築規模は記載のとおりで、選別処理棟と事務所棟、ストックヤード棟の 3 棟を建設する計画です。具体的な敷地の位置や建物配置は後程説明いたします。申請者の直富商事株式会社は、市内 5 ヶ所に廃棄物処理の工場を有し、市内や市外の産業廃棄物、主に事業系の一般廃棄物処理を担っております。大豆島には 2 つの工場があり、平成 6 年からは申請地に隣接する本社工場で、金属類の処理を主力とした産業廃棄物の中間処理を行っております。また、平成 25 年には本社工場の西側に本社第 2 工場を建設し、主に紙くずと廃プラスチック類の中間処理を行っております。平成 14 年と平成 30 年には、廃プラスチック類の破碎を行うため、今回同様に建築基準法 51 条の許可を受けており、本社第 2 工場では破碎機による廃プラスチック類の破碎も行っております。

7 ページをご覧ください。許可申請の理由について説明いたします。昨年、令和 3 年 7 月の豪雨災害により、申請者が所有する工場の 1 つである篠ノ井の秋古工場が土砂崩れの被害を受け、施設の一部が使用できない状況となりました。被災箇所の復旧土木工事は長期化の見込みで、現在も復旧時期の目途は立っておりません。経済活動で生ずる廃棄物の滞留を防ぐため、被災した秋古工場の処理機能を、本社工場がある大豆島の工業専用地域に移し、これまで行ってきた中間処理を早期に再開したいとのことです。併せて、大規模災害時に大量に家庭から出される災害ごみは一般廃棄物となることから、市が受け入れできない分について要請に応じて受け入れ処理を行えるよう、一般廃棄物処理の許可も追加取得しておく必要があるとのことです。また、石炭などの代替燃料として注目され、炭素社会の実現に寄与すると考えられている R P F（再生固形燃料）、これは廃プラスチック類や紙くず、木屑繊維くずと、コーヒーかすやお茶殻などを混ぜ合わせて固めたものですが、これの製造施設の新設も計画しております。以上の理由から、産業廃棄物と一般廃棄物の処理施設を備えた建築物の建築を計画しており、許可が申請されております。

8 ページをご覧ください。建築基準法 51 条の許可が必要となる処理内容、処理能力について説明いたします。本施設では破碎、選別、圧縮結束、圧縮固化、切断という 5 種類の間接処理を行う計画です。一般廃棄物も産業廃棄物も同じ処理施設、処理機械で処理をいたしますが、廃棄物の出どころによって呼び名が異なり、廃棄物処理法や建築基準法ではそれぞれ異なる許可対象となっております。一般廃棄物の許可に係る機械の処理能力は表のとおりです。通常は一部の機械で事業系の一般廃棄物や、市が受け入れできない処理困難物の処理を行いますが、大規模災害で大量の災害ごみなどが発生した場合は、市の処理施設で処理できない分を要請に応じ、受け入れ処理することを想定し、すべての機械で一般廃棄物の許可も取得するものです。

9 ページをお願いします。産業廃棄物の許可に係る処理能力は表のとおりです。産業廃棄物の場合、今回の計画で許可が必要となるのは破碎のみで、該当するものは8ページの表の①②③の破碎機3機です。

10 ページをご覧ください。申請敷地の位置ですが、敷地はエムウェーブから南に向かう県道三才大豆島中御所線の東側に位置する、大豆島東工業団地内の北東にあります。

11 ページをご覧ください。申請敷地は直富商事の本社工場や本社第2工場の東側です。同社の技術研究室の事務所を含めた位置関係と用途地域は図のとおりです。

12 ページをお願いします。申請敷地周辺の土地利用状況です。凡例は右上にありますので併せてご覧ください。先ほどご覧いただきましたが、申請地は工業専用地域であることから、周辺には各種工場が立ち並んでおります。また、申請地北側は市街化調整区域で農業振興地域の農地として土地利用され、住宅などはありません。

13 ページをご覧ください。搬入搬出に伴う車両の経路について説明いたします。赤が搬入、緑が搬出のルートを示しており、黒い破線は通学路を示しております。現在の本社工場や本社第2工場への車両運行経路と同じルートですが、現況の交通量調査を実施し、処理施設の新設により増加する車両台数を加えた交通容量予測の検証を行っております。車両が出入りすることとなる主要な道路との交差点3ヶ所において許容量を下回ることから、渋滞は発生しないという予測結果となっております。

14 ページをご覧ください。敷地内の建物配置計画と選別処理棟の平面計画です。左側の配置図をご覧ください。建築物は選別処理棟、ストックヤード棟、事務所棟の3棟を計画しております。右側の平面図をご覧ください。選別処理棟には①②③で示している廃棄物を選別してまとめるライン、④⑤のRPFを製造するライン、⑥の破碎処理を専門に行うラインを設置する計画です。⑦は、長すぎるものや大きすぎるものがあつた場合、各ラインに送る前に大まかに切断する、重機に取りつけるタイプの切断アタッチメントです。また、配置図のストックヤード棟には⑧の位置に石膏ボードの選別機、これは現在秋古工場にあるものですが、それを置く計画です。

15 ページをご覧ください。県の都市計画審議会の判断基準に則して検討したもので、申請敷地の位置の検討についての説明です。初めに周囲の状況ですが、1点目「宅地化や市街化が促進されないか」という視点としては、申請地は工業の利便を増進する工業専用地域に位置し、住宅の建築が制限されております。また、北側一帯は農業振興地域に指定された市街化調整区域であることから、今後も敷地周辺の宅地化・市街化が促進される可能性は低いと考えられます。また、事業内容も工業専用地域の土地利用に整合するものです。2点目「近隣に教育施設や福祉施設が存在しないか」という視点からは、直近の幼稚園が直線距離で約500メートルの位置にありますが、本件敷地とは県道三才大豆島中御所線を挟んで反対側に立地しており、事業用車両の搬入搬出ルートからも外れております。また、福祉施設、小中学校、医療施設についても1キロメートル以上離れており、敷地周辺には通学路もございま

せん。3点目「災害発生の恐れが高い区域で、発災による周辺への二次的被害拡大の恐れがないか」という視点からは、平坦な地形で土砂災害の発生は想定されず、また、地盤の液状化の可能性もない区域です。水害については、大豆島東工業団地とその周辺一帯は浸水想定が1,000年に1度の確率で3から5メートル未満とされており、浸水の可能性がある区域ではあります。しかし、今回の許可に係る廃棄物に危険物等はなく、また、水害が予測される状況では流出の恐れがある廃棄物は屋内に収納し、建物のシャッターを閉じるとともに、細かいものは蓋つきの鋼製容器等に保管して敷地外への流出を防ぐ対策をとる計画です。

16ページをご覧ください。次に、環境への配慮として「施設設置に伴い、公害対策の関係法令に適合することが確実に認められるか」という点についてです。申請敷地のある工業専用地域は騒音規制法及び振動規制法の規制対象区域外ではありますが、申請者は自主規制基準値を定め、施設稼働後の騒音や振動予測値がその値を超えていないことを確認しております。隣接する本社工場や本社第2工場も同様に、規制対象区域ではないものの、これまでも自主規制値以下であることを毎月測定・確認するとともに、周辺地区や用水組合と環境保全協定を結び、地区との環境懇談会において測定結果を報告しております。また、粉じんについても環境基準を下回る予測結果となっており、環境への配慮がなされていると判断できます。

運搬車両の周辺地域への影響ですが、1点目「交通渋滞による道路交通に支障がないか」という視点からは、新たな処理施設の稼働に伴う運搬車両の増加を考慮した交通量影響調査の結果から、交通容量を下回ることを確認しております。2点目「交通安全上支障がないか」という視点からは、工業団地への乗り入れ道路である県道三才大豆島中御所線が一部通学路となっておりますが、両側歩道を含む十分な幅員を有しております。また、工業団地内の道路も交通安全上支障のない幅員が確保されております。なお、申請者は事業用運搬車両の近隣住宅団地内への終日進入禁止や、車両サイズによって通行ルートを制限するなど、社内にて交通安全の徹底を図っているところです。

また、景観への配慮については「植栽等による配慮がされているか」という視点から、申請者はこれまでも周辺景観に配慮し、敷地の周囲に緑地帯を設けるなどしております。本件も長野市緑を豊かにする条例や、工場立地法、景観条例に定められた緑化基準を満たす計画となっており、景観への配慮がなされていると判断できます。

17ページをご覧ください。最後に、判断基準とは別に本許可申請と並行して進めている、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に係る手続きとして本年3月に行われた住民説明会で寄せられた主な質問等をまとめております。周辺環境への影響を心配する意見等がありましたが、申請者側から考え方や対応等についての回答を行った結果、特に反対する意見等はなかったとのことです。以上より、当該処理施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと考えております。また、都市計画の一部として欠くことのできない施設でもあることから、建築基準法第51条の規定に基づき許可できるものと考えております。

今後、長野市都市計画審議会及び長野県都市計画審議会に付議し、ご審議、ご決定をお諮りすることとなります。事前説明は以上です。ご意見等いただきますよう、お願いします。

○議長 ありがとうございます。昨年、秋古工場が被災し、復旧土木工事は長期化の見込みで復旧の目途が立っていないため、工業専用地域にある直富商事の本社敷地の中で申請するというものです。一般廃棄物が市決定、産業廃棄物は県決定ですので、産業廃棄物については意見聴取ということになるかと思えます。現段階は調査事項ということで、皆様方から今の説明に対してご質問やご意見等いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○委員 お聞きしたいというか、説明いただきたいのですが、1つは秋古工場が土砂崩れで被災したため、今回変更するとのことですが、被災直後に秋古工場を見に行った段階では、こういった類の機械類がなかったように見受けられたのですが。すでにこの状態で操業されていたのでしょうか。その点をまずよろしくをお願いします。

○事務局 説明いたします。今回、大豆島の東ヤードに設置する機械は、もともと秋古工場にも同じようなものがありました。秋古工場に鉄骨平屋の2,700平方メートルぐらいの建物がありますが、そこの裏手が崩れ、建物が半分ひしゃげた状態になっています。その中に選別施設や破砕機がありましたが、全く使えない状況です。建物以外の場所にも破砕機や石膏ボードの選別施設があり、それらに代わるものを、東ヤードに設置する予定です。

○委員 平面計画図ほど密度が濃くなかったかなと思ってお聞きしたのですが。

○事務局 広い敷地内に分散配置されていたので、1ヶ所にまとまっていた感は、確かにあまりありません。

○委員 なるほど。わかりました。

○委員 最後のページについてです。説明会には32名に出席していただき、説明をしたという記録も付けていただけていますが、32名とは敷地から200メートル以内の人とのことでした。もうちょっと広い範囲の人から、詳細な説明が欲しいと要望をいただき、議会でもお願いしたところですが。やはり大豆島の特殊性といいますか、すでにごみ処理施設が集積している地域であり、住民の中からはこれ以上の搬入は勘弁して欲しいという意識がどうしてもある中での計画ということをまず認識していただきたいと思えます。そういう中で、環境エネルギーセンターの建設時、長野市側からもうこれ以上ごみ処理施設は増やさないというような説明が住民にあったとのことですが、これは民間施設とか公共施設とか、そういう細かな区分けではなく、もうこれ以上の施設は勘弁してくれ、分かりましたという住民の理解がある中で、この計画があることが1つあるのだと思えます。直富商事さんは誠実な企業だと私も理解しているし、必要な施設だと思えますが、やっぱりこの地域の特性からして、広い範囲で理解を十分得て、事を進めて欲しいなと要望しておきたいと思えます。敷地の北側については農地で、開発の計画がないとのことですが農振地域なので当然のこと、農業者からすれば風評被害がさらに広がったり、この施設の周辺でできたものはいかななものかといった感じの風評被害があることも、理解しなきゃいけないと思う中で、環境については十

分調査しながら作業進められていると思いますが、そういうことの化学性についても十分に説明をして、事を進めていただきたいと要望しておきたいと思います。

○議長 事務局からよろしく申し上げます。

○事務局 ご要望いただきました、より範囲を広げての説明については、事業者へ要望があった旨を伝えて参りたいと考えております。それから北側農地の農産物についての風評被害等々、今回説明した以外の配慮について、事業者でさらに何か検討ができるのか、そういったご意見があったことについて検討を求めていると思います。ただ、今のところ建築基準法51条の許可としては、資料に記載したとおりだと考えております。

○委員 そうすると、条例での進み具合は現在どんな段階にあるのか。それから工業団地そのものについて、あらかじめ廃棄物処理施設は何%にするとか、どのくらいとかいった取り決めはなかったという理解でいいのでしょうか。その2点教えてください。

○事務局 これ以上の施設は作らない、廃棄物処理施設を新たに立地することや施策というお話で、工業団地の中のウエイトという意味でよろしいでしょうか。その件に関しては今初めて伺いまして、もし事実としてそういう話があれば不勉強で大変申し訳ありません。

○事務局 環境部です。まず、手続き状況について説明いたします。2回目の説明会、これは廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づくものですが、それを8月29日に行いたいとのことで事業計画書が提出されており、今は計画書の縦覧、つまり皆さんが確認できる状態です。そして条例に基づき、説明会后1ヶ月間、計画書についてご意見のある方から意見を伺うといった手続きが控えております。場所や範囲によって、これだけで十分か十分でないかというのは条例の中で決めがないので、あくまでもここは周辺地域に関わる方のご意見を伺いながら、事業者に対して配慮をお願いしていくことになろうかと思っております。

○委員 工業団地内の枠については、ちょっとはっきりしないということですね。

○事務局 はい。そのとおりです。

○事務局 風評被害等の対策について1点追加で説明いたします。実はこの計画、最初の段階では北側の農地に近い方で、屋外で破碎をする処理を考えていました。ところが、地元の方の話を聞く中で粉じんなど、そういったものが農地に舞うのはよろしくないといった意見があり、直富商事が自主的に屋外での破碎処理を取り止めにした経過があります。

○委員 許可申請の理由のページについてです。工場が土砂崩れで被災したなら仕方ないと思いますが、移転した場合の処理量は変わらないのでしょうか。17ページの住民説明会の概要では、被災した機能を中心に移す予定で処理は増えないという、すごく曖昧な表現ですが、これは移転しても処理量は増えないという前提なんですか。

○事務局 お答えします。できました時は秋古工場で処理していた分を処理します。ただ、そうはいつでも民間企業なので、ある程度の事業拡大は考えていかなければということで、ずっと秋古工場の機能そのもの、秋古で処理していた量だけが続けるということではないとのことです。ではどのぐらい増やすのか、という話になりましたが、事業者としては

年2%ぐらいの希望的な成長率はあるようです。ただ、延々と増やしていけば環境的に悪いことが起きてしまうのではと我々も考えましたが、操業時間が決まっているので、操業時間の範囲内で処理できる量しか処理できません。MAXで処理した時でも、環境的に影響がないことと交通量等も検証し、それで支障がないと検証する方向でやることにしております。

○委員 ちよっとすごく曖昧な、住民の皆さんは予定という形で納得されているのか不安ですが、それは一旦おいて。そのあとの一般廃棄物処理の許可を追加したいとありましたが今、市内の民間業者で一般廃棄物処理の許可を持っているところはありますか。

○議長 事務局いかがでしょう。

○事務局 廃棄物対策課がお答えします。現在、一般廃棄物処理ができるのは7事業者です。そのうち1つは汚泥です。浄化槽の汚泥を処理する業者が1社、それから一般廃棄物となる木くずの処理をする事業者が2社、生ごみの堆肥化をやっている業者が2社、一般廃棄物となる廃プラスチック等の破碎ができる業者が2社で、計7事業者です。

○委員 今回工場が被災したので移転し、ついでにこれも申請しちゃおうというように見えるのですが、確かに市内で大規模災害が発生した想定ではありますが、他社で一般廃棄物をやりたいとか、拡大したいという業者はあるのでしょうか。

○事務局 現段階では計画書ということで1社ありますが、こちらはかなり規模が小さめで1日の処理能力が5トン未満の施設で処理をしたいというものです。いわゆる処理困難物と呼ばれる、粗大ごみ等でも出せないようなごみを処理したいという申請があります。

○委員 私も直富商事は大きな会社だと感じていますが、逆に大きな資本だけに、やはり市内に幾つか、例えば事故があった場合、ごみを処理するのに複数の選択肢があって、そこが受けることによって市内全体の環境が守られるといった業務の分散というか、独占禁止にならないような配慮は必要だと思います。そこまで言うときついとは思いますが、そういった配慮をしながら許可を与えることは必要じゃないかなと。要望ということで。

○議長 ありがとうございます。要望ということですね。事務局、回答ありますか。

○事務局 廃棄物処理法の中で一般廃棄物の許可については、市の広域連合で処理できないものについてのみ許可できることになっております。今回の直富商事は処理量がかなり多く見えますが、あくまで災害時の対応にということで大きな量になっております。ですので、確かにそういった意味では趣旨が少し違うところもありますが、処理が困難なものしか許可を出さないというのが基本ですので、ご理解いただければと思います。

○委員 了解しました。ちよっと処理量が大きいので。民間企業だから、やりたくなるのだろうなという点もあると思うので、そこら辺を明確にしていきたいと思います。

○委員 調査事項なので基本的なことですが、建築基準法第51条の3行目についてです。都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、または建築、増築してはならないとあります。この意味がよく分からないのですが、敷地の位置が決定しているとはどういう意味でしょうか。

○事務局　　例えば長野市では、汚物の処理場が川合新田にあり、それから松岡の清掃センターや大峰斎場、松代斎場のように、位置をすでに市で都市計画決定しているようなものでなければ、法文そのままですと本来は建築できません。一般廃棄物の処理施設、松岡の清掃センターは長野市が都市計画決定してやっていますが、民間の一般廃棄物の処理施設や産業廃棄物の処理施設は、都市計画決定がされていないので、一定規模以上のものは建築基準法51条の許可が必要になるというロジックです。

○議長　　ありがとうございました。

○委員　　特定行政庁等が都道府県の審議会にかけて、OKならいいですよという流れだと思います。いろいろな施行令を紹介していただく中で理解はできますが、今回はたまたま大豆島、たまたまという言い方が適切かどうかは別として、最終的には工業専用地域だからOKという判断だと思います。となると、市内で同様の案件があった場合、基本的には準工業地域や工業専用地域であれば、理屈とすれば可能という理解でよろしいですか。

○事務局　　例えば過去の実績で申し上げますと、市街化区域の中においては工業専用地域が2件、工業地域が5件、準工業地域が1件、それから市街化調整区域の中で基準時以前からやっていた業者が結果、廃棄物処理もやるということで許可を受けたものを含めて6件あります。いわゆる許可の要件の1つの判断基準としては、やはり工業系用途地域に存在する敷地であることはあると思います。

○委員　　よくわかりました。ありがとうございました。ということは、今回の案件は範囲の広い廃棄物処理施設ではありますが、例えば卸売市場や、その他政令で定める処理施設、これはちょっと違いますね。例えば卸売市場、もちろん市場がどの程度の規模かにもよりますが、こういうところも長野市内で工業系の用途地域であれば、建築基準法的には可能性として十分あるという理解でいいですよ。

○事務局　　いくつかある要件の中の1つを満たし得る、と考えられると思います。

○議長　　時間が押しておりますので、そろそろ調査事項イは終了といたします。他にご意見ありましたら事務局へお願いします。

それでは、調査事項ウ 都市計画道路の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局　　都市計画課の高山と申します。私から、調査事項ウ 都市計画道路の見直しについて説明いたします。まず、資料の確認をお願いします。資料4-1に沿って説明していきます。それから資料4-2については、第83回都市計画審議会の資料3-4、資料編の箇所別カルテから、廃止候補路線を抜粋したものです。箇所別カルテは路線ごとの計画延長計画幅員、都市計画決定の経緯などの基本的な情報をはじめ、見直しの作業の中でどんな評価をしたのか路線ごとの評価結果をまとめたものです。今後、地元説明を行っていく際にも活用していく予定です。

それでは、資料4-1の2ページをご覧ください。まず、委員の皆様のご意見を踏まえ、これまでの経過について改めて説明いたします。本審議会の中に都市計画道路見直し検討部会を

設置し、令和2年12月から検討を始め、令和3年10月まで計6回の検討部会を開催し、見直しに向けた検討を進めてきました。また、令和3年8月から9月にかけてパブリックコメントを実施し、その結果を見直し素案、部会案の作成に反映させました。検討部会での検討内容につきましては、見直し原案の意見聴取や見直し素案の報告などといった節目となるタイミングで、審議会の中間報告を3回行い、令和4年3月の第83回審議会で見直し素案、部会案の最終報告をさせていただきました。本日は、廃止候補路線について個別の路線ごとに廃止候補とした理由の説明と、見直しの今後の進め方について説明いたします。

次に、3ページをご覧ください。こちらは見直し素案における廃止候補路線です。見直し原案を作成後にパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて検討を行い、最終的に見直し素案として、廃止候補路線を8路線、約11.7キロメートルとしました。

続いて、4ページをご覧ください。地図の中で赤色に着色してある路線が廃止候補です。犀川より北側の市域では、城山小学校通りの全線を廃止候補としています。

続いて、5ページをご覧ください。犀川より南側の市域の廃止候補です。一覧表の上から順番に、長野菅平線の一部区間、塩崎中央線の一部区間、篠ノ井小市線の一部区間、松代停車場線、海津西条線、松代中央線の一部区間、西寺尾象山線の全線を廃止候補としています。ここで、資料4-2の箇所別カルテをご覧ください。ここからは廃止候補について路線別に概要、位置、評価結果や廃止候補とした理由などについて説明します。

まず、城山小学校通りです。カルテの上段をご覧ください。計画延長420メートル、代表幅員11.0メートル、改良率は0%です。カルテの2段目の項目をご覧ください。計画決定当時の目的は、昭和29年に隣接する10の村と合併し、行政区域が拡大したことや、戦後の自動車交通量の増加を見込み都市計画決定したものです。都市計画決定の経緯は当初決定を昭和33年に行い、その後都市計画変更を2回行っていきます。路線の位置は詳細図をご覧ください。善光寺の南側城山小学校の西側に位置し、中央通りと城北線を東西に結ぶ路線です。評価にあたり、路線を2つの区間、21-1と21-2に分けて評価を行い、全線の420メートルを廃止候補にしています。現地の状況は、カルテの右側の写真をご覧ください。撮影場所と撮影方向は、詳細図に矢印で示しています。

区間21-1の写真は東を向いており、突き当たりに城山小学校が見えています。歴史的な町並みに調和するように道路の美装化整備を行った区間です。区間21-2は、住宅地としての土地利用がなされている区域です。カルテの中段には区間ごとの評価結果を記載しています。有効性検討指標は、該当数が多いほど、道路の整備効果が高いことを示す指標です。区間21-2は5つ、区間21-2には4つの項目が該当していますが、見直し対象の全区間の平均該当数より少ないので、有効性が低いと評価しています。代替性検討指標については、代わりとなる路線や現道を活用できる場合に該当し、客観的指標による区間別評価結果で、課題ありとなります。区間21-1は該当せず、区間21-2は代替道路の活用の項目に該当します。実現性検討指標については、該当があると、実現に当たり課題があるため、区間別評価結果

で課題ありとなります。区間 21-1、2 ともに 3 つの項目に該当があります。道路の総合的な検証としては、区間 21-1 が実現性の検証、区間 21-2 が既存ストックの活用の項目に該当があります。カルテ下段に廃止候補とした理由について記載しております。有効性の評価指標に該当する項目が少なく、善光寺周辺は歴史的な町並みを保全すべき区域です。また、区間 21-1 は計画幅員と同様の幅員で、歩行者や善光寺周辺の町並みに配慮した形で現状が整備されており、区間 21-2 は代わりとなる道路が存在しているため、廃止候補としています。なお、欄外の注釈はカルテの見方について補足する内容を記載しております。

次に、カルテの 2 ページ目、長野菅平線です。計画延長 8,050 メートル、代表幅員 16.0 メートル、改良率は 30.2% です。路線の位置は芹田地区を起点とし、大豆島地区や落合橋を経由して、若穂地区を終点とする路線です。多くの区間で現道が存在し、落合橋より西側は市街化区域が多く、東側は市街化調整区域に道路が計画されています。

路線を 8 つの区間に分けて評価を行い、区間 13-7 と 8 の延長 2,160 メートルを廃止候補としています。現地の状況について、区間 13-7 は現地に 2 車線現道があり、沿線は住宅を中心とした土地利用がなされています。区間 13-7、8 の評価結果をご覧ください。有効性検討指標は、該当項目数が 5 つと 2 つなので、有効性が低いと評価しています。代替性検討指標は、現道の活用の項目に該当があり、実現性検討指標は市街地の拡大の項目に該当があります。道路の総合的な検証としては、現道の活用が可能であるため、既存ストックの活用の項目に該当します。廃止候補とした理由は、区間 13-7 と 8 は現道の活用ができる区間であり、有効性の指標への該当数も少なく、コンパクトなまちづくりを進める中で、道路整備による市街地拡大を招く可能性があることから廃止候補としました。また、区間 13-1 から 6 は存続候補としました。ただし、区間 13-2 は起終点をほぼ同じくする現道区間を継続検討候補と位置付けています。パブリックコメントを実施した際、廃止に反対する意見が 1 件ありました。意見の趣旨としては、代わりとなる路線の計画がなく、将来的な交通量の増加も見込まれ、地域活性化のためにも重要な線であるので廃止に反対するというものでした。これに対する市の考え方としては、将来交通量推計では若穂スマートインターチェンジ等が整備されても現況の交通量と比較して大きな変化がなく、廃止した場合でも大きな混雑は発生しないという推計結果となりました。また、地域活性化については、都市計画道路としての整備ではなく、現道を生かした、より柔軟な対応ができるような方法を地域の方向性も確認しながら、今後相談していきたいと思えます。以上の理由から評価を改めておりません。

続いてカルテの 3 ページ、塩崎中央線です。計画幅員 2,490 メートル、代表幅員 12.0 メートル、改良率は 16.9% です。計画決定当時の目的は、市街化の動向や土地利用などを勘案し、検討した結果、都市計画決定したものです。路線の位置は篠ノ井二ツ柳を起点とし、高速道路の長野道と交差し、篠ノ井塩崎で建設が予定されている上田篠ノ井線との交差点を終点としています。路線を 4 つの区間に分けて評価を行い、区間 49-1、2、4 を廃止候補としています。現地の状況は、区間 49-1、4 共に現道があり、沿線は住宅を中心とした土地利用

がなされている区域です。続いて評価結果をご覧ください。

有効性検討指標は該当項目数が2つと4つなので、有効性が低いと評価しています。代替性検討指標は代替道ありの項目に該当があり、実現性検討指標は、区間49-1のみ市街地の拡大の項目に該当があります。道路の総合的な検証としては、代わりとなる路線があるため、既存ストックの活用の項目に該当しています。廃止候補とした理由は、区間49-1、2、4は、有効性の仕様に該当する項目数が少なく、代わりとなる路線も存在するため廃止候補としております。ただし、区間49-3については国道18号線と稲荷山駅を結ぶアクセス道路の一部となることから、継続検討候補に位置付けています。

次にカルテ4ページの篠ノ井小市線です。計画延長5,720メートル、代表幅員16.0メートル、改良率は38.8%です。路線の位置は篠ノ井二ツ柳を起点とし、JR篠ノ井線の西側を、鉄道と並行に計画され犀川を渡り、安茂里小市を終点とする路線で、大部分が市街化調整区域に計画されています。路線を4つの区間に分けて評価を行い、区間52-2、3の、延長2,140メートルを廃止候補としています。現地の状況は、区間51-2、3共に現道がなく、農地を中心とした土地利用がなされている区域です。続いて、評価結果をご覧ください。有効性検討指標は、該当項目数が5つと4つなので、有効性が低いと評価しています。代替性検討指標は代替路ありの項目に該当し、実現性検討指標は市街地の拡大の項目に該当があります。道路の総合的な検証としては、代わりとなる路線があるため、既存ストックの活用の項目に該当します。廃止候補とした理由は、区間51-2、3は市街化調整区域であり、コンパクトなまちづくりを進める中で、市街地の拡大を招く可能性があり、代わりとなる路線も存在するため廃止候補としています。区間51-1と4は有効性指標への該当数が多く、代わりとなる路線もなく、実現性には問題がないため存続候補としています。パブリックコメントでは、廃止に賛成する意見と反対する意見が1件ずつありました。まず、廃止に賛成する意見として、代替となる路線があるため廃止もやむを得ないが、交差点改良など現道の改良は検討すべきという意見です。次に、廃止に反対する意見ですが、都市計画道路を道路網で見た際、川中島地区の西環状道路として必要ではないかという意見です。この意見に対する市の考え方としては、コンパクトシティ形成の影響について、市街化調整区域として開発行為に制限があるものの、道路整備により開発圧力が高まる懸念があるため、市街地の拡大を招く可能性がある区間と評価しています。さらに、当該区間は有効性の評価指標の該当項目数が少なく、代わりとなる路線もあることから当該区間の評価は改めておりません。

続いてカルテ5ページ、松代停線です。計画延長1,150メートル、代表幅員16.0メートル、改良率は0%です。計画決定当時の目的は、温泉開発や宅地造成に伴う交通量の増加を踏まえ、都市計画決定したものです。路線の位置は、長野電鉄の旧松代駅前を起点として松代地区を東に向かって計画され、松代町東条を終点とする路線です。

路線を3つの区間に分けて評価を行い、区間61-2、3の延長910メートルを廃止候補としています。区間61-1の写真は、旧松代前から東方向を向いており、現道の沿線は住宅や

商店を中心とした土地利用がなされています。区間 61-3 は市街化調整区域であり、農地を中心に住宅も点在する区域です。区間 61-2、3 の評価結果をご覧ください。有効性検討指標は、該当項目数が5つと2つなので、有効性が低いと評価しています。代替性検討指標は該当がありません。実現性検討指標は、区間 61-2 は歴史環境保全の項目、区間 61-3 は歴史環境保全と市街地拡大の項目に該当があります。道路の総合的な検証としては、歴史的環境を保全する面で課題があるため、実現課題の検証の項目に該当しています。廃止候補とした理由として区間 61-2、3 は、国の登録文化財などが多く存在するため、歴史環境を保全する観点から課題があり、加えて市街地の拡大を招く可能性もあるため廃止候補としました。区間 61-1 は歴史環境保全に課題があるものの、有効性指標の該当数が多く、旧松代駅の都市計画駅前広場へのアクセス道路となることから継続検討候補に位置付けて、引き続き検討して参ります。

次に、カルテ 6 ページ、海津西条です。計画延長 860 メートル、代表幅員 12.0 メートル、改良率は 0% です。路線の位置は長野電鉄の旧松代駅前を起点として松代地区を南に向かって計画され、松代町松代で西寺尾象山線との交差点を終点とする路線です。路線がすべて市街化区域に含まれており、歴史的文化財も多い地域に計画されている路線です。路線を2つの区間において評価を行い、区間 62-2 の延長 450 メートルを廃止候補としています。現地の状況として、区間 62-2 の写真は計画線が重なっている旧横田家住宅で、周辺は歴史的な文化財や住宅が密集する区域です。区間 62-2 の評価結果をご覧ください。有効性検討指標は4つの項目に該当があり、有効性が低いと評価しています。代替性検討指標はなく、実現性検討指標は歴史環境保全の項目に該当があります。道路の総合的な検証としては、歴史的環境を保全する面で課題があるため、実現性検討の項目に該当しています。廃止候補とした理由は、区間 62-2 は重要文化財の旧横田家住宅に都市計画道路の計画性が重なっているなど、歴史環境保全に課題があるためです。区間 62-1 は環境保全に課題がありますが、整備効果が見込まれ、旧松代駅前の都市計画駅前広場へのアクセス道路となることから、引き続き検討していきます。

続いて、カルテ 7 ページ、松代中央線です。計画延長 2,540 メートル、代表幅員 16.0 メートル、改良率は 12.2% です。路線の位置は高速道路の上信越道上り線、松代サービスエリアの東側を起点とし、松代地区の中心部を東に向かって計画され、松代町東条を終点とする路線です。路線を5つの区間に分けて評価を行い、区間 63-5 の延長 530 メートルを廃止候補としています。現地の状況は、区間 63-2 は現道があり、既存の住宅を中心とした土地利用がなされている区域です。区間 63-5 の写真は東条小学校の前から西向きに撮影した写真です。歩道が整備されている現道があり、周辺は農地を中心とした土地利用がなされている区域です。区間 63-5 の評価結果をご覧ください。有効性検討指標は5つの項目に該当があり、有効性が低いと評価しています。代替性検討指標が現道の活用が可能であり、実現性検討指標は2つの項目に該当があります。道路の総合的な検証としては、既存ストックの活用がで

きる区間に該当します。廃止候補とした理由は、区間 63－5 は有効性指標への該当数が少なく、現道の活用が可能であるためです。区間 63－1 から 4 は道路の整備効果が高いものの、歴史的文化財や市街地拡大の懸念があることから引き続き検討していきます。

次に、カルテ 8 ページ、西寺尾象山線です。計画延長 3,180 メートル、代表幅員 12.0 メートル、改良率は 3.8% です。路線の位置は松代町東寺を起点に、松代地区の中心市街地を環状に計画され、松代町松代の海津西条線との交差点を終点とする路線です。路線を 8 つの区間に分けて評価を行い、全線の 3,060 メートルを廃止候補としています。

現地の状況としては、区間 67－2 は松代荘の前から北を向いた写真で、周辺は農地を中心に住宅が点在している区域です。区間 67－8 は市街化区域内で住宅系の土地利用がなされており、伝統環境保全区域にも指定されています。続いて、評価結果をご覧ください。有効性検討指標は、各区間で 1 から 4 つの項目に該当があり、いずれの区間も有効性が低いと評価しています。代替性検討指標は、区間 67－1、2 で代わりとなる路線があり、区間 67－2、3、4 は現道の活用が可能な区間です。実現性検討指標はすべての区間で歴史環境保全の項目に該当があり、区間 67－1 から 4 で市街化拡大の項目に該当があります。道路の総合的な検証としては、既存ストックの活用ができる区間や実現課題の検証が必要な区間に該当します。廃止候補とした理由は、西寺尾象山線は有効性の評価指標への該当項目数が少なく、現道の利用が可能、または代わりとなる路線が存在する区間があります。また、その他の区間についても松代地区の歴史環境保全に課題があるため廃止候補としています。

次に、資料 4－1 の 6 ページをご覧ください。今後の都市計画道路見直しの予定です。本日の第 85 回審議会でこれまでの経過、廃止候補路線見直しの今後の進め方について説明いたしました。本日の審議会後、廃止候補路線について関係する地区の住民自治協議会へ意見聴取を行い、地域の意向を確認します。意見聴取では資料 4－2 の路線別カルテなどを使いながら、見直しの目的、経緯、廃止候補路線の評価結果等を説明する予定です。次回以降の審議会を、①から③としています。審議会①では、住民自治協議会への意見聴取結果を、各地区のまちづくり方針や長野市都市計画マスタープラン等を加味しながら市の考え方を整理し、報告いたします。廃止路線の検討を行う過程では地元の課題、周辺の土地利用状況や交通環境の変化に対応が必要な路線もありますので、路線ごとに検討して参ります。審議会②では、審議会①で出た意見等を検討整理してから廃止候補の選定を行い、見直し案を確定させたいと考えています。見直し案の公表後、地元住民や関係する地権者に向けて説明を行います。地元説明の結果を審議会③で報告し、廃止路線について審議後、地元との調整ができた路線から順次廃止に向けて都市計画変更の法手続きを進めていきたいと考えています。廃止路線の手続きと並行し、優先的に整備を進めていく路線の選定を行う予定です。また、その時代の社会状況や市勢情勢等を踏まえ、都市計画道路の見直しは今後も行っていきたいと考えています。都市計画道路の見直しに関する説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。6 ページ、今後の予定確認のとおり、住民自治協

議会、それから地元説明と移っていきますが、その前に廃止路線について、再度カルテで確認をしていただきました。皆さんからご意見等ありましたら、よろしくお願いします。

○委員 松代周辺の変更がだいぶ多いように思います。路線ごとの分析表も分かりますが、これだけ一気に見直しがされると、松代のまちづくりそのものが変わってくるのではといった心配があるんですが。何でこんなことになってしまったのか。

○事務局 はい。委員さんから、松代地区の見直しが多いのではとお話いただきましたが、まず客観的な評価ということで、見ていった形です。評価結果や総合的な検証をした結果、こういう形になりましたが、松代のまちづくりに大きな影響を与える可能性があるのではというお話ですよ。その辺りは、まさに住民自治協議会で地域の方々の意見をまずはお聞きしたい。我々の評価や分析の結果を示し、まずはそれで地域の方々の意見を聞いていきたいと思っております。

○事務局 補足で説明いたします。あくまでも今回、都市計画道路の見直しをして確かに松代地区が多いという部分もありますが、様々なご意見いただいたことも含め、改めて最終的に廃止ということで考えていきたいと思っております。もう1点、都市計画道路としての廃止イコール道路整備を全くしないというわけではありません。都市計画法に基づく都市計画施設として整備をすることについては見直しを行います。当然、まちづくりに寄与する道路整備は都市計画道路の整備に限るものではないので、改めて様々な観点から検討していくという意味でご理解をいただければと思います。

○議長 これもだいぶ審議会でご議論いただけてきたところですが、この案をもって、まずは住民自治協議会に意見聴取を行っていただくこととなります。よろしいでしょうか。それでは、調査事項ウ は終了といたします。

その他、委員の皆様方から何かございますか。よろしいでしょうか。長時間にわたり、議論をしていただきありがとうございます。以上で議事は終了といたしますので、議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉会

○司会 柳沢会長、ありがとうございました。委員の皆様も長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。最後に、その他として事務局より次回の審議会日程についてご案内いたします。次回の審議会は、11月中旬の開催を予定しております。詳細な日程が決まりましたら改めてご通知いたしますので、よろしくお願いします。終わりに、都市計画課 課長の桑原から閉会のご挨拶を申し上げます。

○事務局 桑原でございます。委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席を賜り、また

熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございました。本日、委員の皆様からいただいた意見も参考にしながら、今後の手続き等を進めて参りたいと思います。

連日の猛暑に加え、新型コロナウイルスの感染症も第7波が全国で猛威を振るっております。本市におきましても感染者数が大分増えている状況です。委員の皆様におかれましても、くれぐれも体調管理にご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げます。

それでは以上をもちまして、第85回長野市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。